

# マイナンバー制度が企業へ与える影響と対策は？

日時：平成27年6月9日(火) 14:30～16:30  
 会場：東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合 6階  
 講師：梅屋 真一郎氏  
 (株式会社野村総合研究所 制度戦略研究室長)



来年1月のマイナンバー制度開始を控え、各社においてもマイナンバー制度への対応が求められていますが、各社の担当者としても「いつから」「何を」「どのように」準備すればよいのかまだまだ不明瞭なのが実態のようです。今回のセミナーでは、そんな不安を抱える担当者に向けて、マイナンバー制度の概要と制度開始までにやるべきことを非常に分かりやすく解説いただきました。  
 今回はセミナーでお話いただいた内容に基づき、制度についての基本的な知識と私たち一人ひとりが気をつけておくべきポイントをまとめました。

## マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)は、社会保障や税務、災害対策の分野における行政手続きの効率化を目的として導入されます。番号の使用により、手続の簡素化・迅速化・精緻化・公平化が実現できるとされていますが、その他の行政分野や民間サービスでの利用は想定されていませんので、例えば各社内で社員番号の代わりに利用するなど認められません。

## マイナンバーとは

マイナンバー(個人番号)は住民票を有するすべての人に、12桁の番号が1人1番号ずつ付番され、原則として一度指定されたマイナンバーは生涯変わりません。



## マイナンバー制度の導入による会社への影響

制度の導入に伴って、各社がやらなければならないことは「対象となる書類にマイナンバーを記載する」ことです。  
 社会保障・税関連の各種書類(例えば源泉徴収票)にマイナンバーを記載することが義務付けられ、これをおこなうためにはすべての従業員と扶養親族、個人支払先等のマイナンバーを取得する必要がありますが、取得の手段は原則として「本人から直接提供してもらう」ほかなく、行政等から取得することはできません。また、本人からマイナンバーの提供を受ける際には、(たとえ従業員であったとしても)その者が本人であることを確認するための措置を取る必要があります。  
 もちろん、提供してもらったマイナンバーの取扱いに際しては、特に情報保護の観点から厳格な安全管理ルールが規定されており、利用目的などが厳しく制限されています。また、違反行為に対しては厳しい罰則が用意されており、営利目的などで故意に漏えいした場合などには懲役刑を含む厳しい罰則が科されることとなります。また、違反を犯した個人だけでなく、違反した会社への罰則も設けられており、個人と会社の両方が刑罰の対象となる可能性もあります。

## みなさんに気をつけていただきたい、3つのこと

- 「私たち一人ひとりが特に気をつけておくべきこと」として以下の3点をご確認ください。
- ①「通知カード」を必ず受け取って、大切に保管しよう**  
 今年10月から、すべての住民に「通知カード」が郵送されますが、その「通知カード」を必ず受け取って大切に保管する必要があります。「通知カード」が手元がない場合、マイナンバーを証明することができず、会社と従業員の双方が困ってしまいます。再発行のためには、市区町村窓口へ直接本人が出向く必要がありますが、窓口は相当な混雑が予想されます。
  - ②重要な個人情報の一部として、厳重に管理しよう**  
 マイナンバーは大事な個人情報の一部となります。クレジットカードの番号などと同様に、むやみにマイナンバーを教えたりしないようにしましょう。例えばお店の会員カード作成など民間のサービスにおいてマイナンバーを求められることはありません。十分に注意しましょう。
  - ③会社で行われる研修には、必ず参加しよう**  
 今後、マイナンバーの具体的な取扱い方法や会社への提供方法などについて研修が行われる会社も多いかと思われます。疑問や不安を残さないためにも、研修が設けられた際は必ず参加するようにしましょう。



写真提供：(株)ビーオービー

## さいごに

マイナンバーは、12桁の数字の羅列ですが、みなさんのお名前と同じように、恐らく一生付き合っていくことになるものですので、しっかりと知識を身につけて、安全に管理しましょう。そして、制度導入に伴って各社の担当者にはかなりの負担が予想されますので、会社からのマイナンバーの申告要請には快く協力していただければと思います。

倉石 卓司/株博展

## 新規加入組合員紹介

# ようこそ東デ協へ



**東京造型美術株式会社**  
 代表取締役社長 石森 隆太郎  
 〒135-0063 東京都江東区有明3-6-11  
 Tel.03-3529-2255  
 営業窓口ご担当者名：佐瀬友行

入会に向けて  
 ディスプレイ業界の更なる発展に少しでも寄与できるべく邁進して参る所存です。ご指導ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

上げます。

**業務内容等**  
 1962年の創業以来、各種展示会の基礎装飾業務から個別ブース装飾やパビリオン装飾、また各種イベントや店舗内装まで、人が、企業がセールスコミュニケーションするそのすべての空間造りを50年以上に渡りプロデュースして参りました。またグローバルネットワークを武器に、アジア・ヨーロッパ・アメリカなどでの装飾も手掛けております。



**高島屋スペースクリエイツ株式会社**  
 代表取締役社長 明比 実也  
 〒103-8218 東京都中央区日本橋茅場町2-12-7  
 Tel.03-5652-1217 Fax.03-5652-1228  
 営業窓口ご担当者名：専務取締役営業本部長 浅野吉丸

入会に向けて  
 このたび、東京ディスプレイ協同組合に入会させて頂き、有難うございます。  
 私どもは、1878(明治11)年の段通店開店以来、建物・船舶・車輛等の様々な領域において、快適な空間創造を普遍のテーマに、建装・インテリア事業を営んできました。

入会を契機に、改めてディスプレイ業界の皆様の新しい技術や優れたノウハウを勉強させて頂き、ディスプレイ業界がより一層発展できますように、微力ではありますが尽力したいと考えております。どうぞ、ご指導ご鞭撻を宜しくお願い申し上げます。

**業務内容等**  
 人が華やぐ、空間創造。  
 Advanced planning TSC  
 百貨店をはじめとした「タカシマヤグループ」の多彩なノウハウを結集し、商業施設・ホテル・複合施設などの基本構想から開業後のオペレーションまで、すべてのフェーズで付加価値の高い提案を行い、事業主や設計者の皆様の企画・プロデュースのお手伝いをいたしております。